貸切バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和6年7月)

7月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局累積違反点数
1	株式会社北海道未来旅行（法人番号８４３０００１０７１９７２）代表者孫波	北海道札幌市北区北１５条西４丁目２番１６号	本社営業所	北海道千歳市みどり台北１丁目７－９	R6.07.24	処分日車数３０日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準３．（６）により文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２６条第１項	令和５年８月３日及び令和６年６月１０日、新規許可等を端緒として監査を実施。１件の違反が認められた。（１）運行記録計による記録義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第２６条第１項）	3	3
2	華燁日本旅行株式会社（法人番号１４３００００１０７２７３８）代表者孟巷成	北海道札幌市西区発寒１４条２丁目３番１号	本社営業所	北海道札幌市西区発寒１４条２丁目３番１号	R6.07.24	輸送施設の使用停止（１３０日車）及び文書警告	道路運送法第９条の２第１項　他９件	令和５年８月２２日、令和５年１０月６日、令和５年１１月２４日及び令和６年２月２２日、新規許可等を端緒として監査を実施。１０件の違反が認められた。（１）運賃料金変更事前届出義務違反（道路運送法（以下「法」）第９条の２第１項）、（２）乗務員台帳の作成義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第３７条第１項）、（３）運転者に対する指導監督の記録違反（運輸規則第３８条第１項）、（４）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（運輸規則第３８条第２項）、（５）定期点検整備の実施違反（運輸規則第４５条第１号）、（６）運行管理者の講習受講義務違反（運輸規則第４８条の４第１項）、（７）書類の適切管理義務違反（運輸規則第６９条）、（８）輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反（法第２９条の３）、（９）輸送の安全にかかわる公表情報の報告義務違反（運輸規則第４７条の７第１項）、（１０）報告義務違反（法第９４条第１項）	13	13
3	株式会社ジャスト（法人番号６４３０００１００８０４３）　代表者今田美一	北海道札幌市南区真駒内６２７番地３１	本社営業所	北海道札幌市南区真駒内６２７番地２９	R6.07.24	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項　他２件	令和５年１０月５日及び令和５年１１月２２日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。３件の違反が認められた。（１）運転者に対する指導監督違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第３８条第１項）、（２）運転者に対する指導監督の記録違反（運輸規則第３８条第１項）、（３）報告義務違反（道路運送法第９４条第１項）	0	6
	以下余白									